

訓蒙修身書

田村初太郎校閱
福田宇中編纂
七

157

272
388

館
函
架
號

館 函 架 號			
一	二	三	一
冊	號	架	函

大日本教育會館

K110.1
295
2

明治十五年四月開雕

訓蒙脩身書

積善館藏梓

訓蒙修身書第七

緒言

此編ハ第四年前期生徒登科ノ初步ニ
供スル者ニシテ禮讓厚德慈愛孝行寛
恕國益ノ六章ニ分ツ前卷ヲ終ルモノ
ハ三年習讀ノ功ヲ得タルヲ以テ此卷
リハ文字稍高尚ニ至レルモ其難キ
覺ヘザルベシ

東京



明治十四年十二月

編者識

訓蒙修身書第七

田村初太郎校閱
林 和太郎訂正
福田宇 中編纂

第一章 禮讓

恭敬

禮儀
名節
趨執

○自ラ其身ヲ恭敬セザルモノハ、他人ヨリ、恭敬
ヲ受ル丁、能ハズ、スコルース氏

○人口ヲ開ケバ、皆能ク禮儀ヲ談ジ、名節ヲ論ズ、
利ヲ見ルニ及デハ、必ズ趨リ、勢ヲ見テハ、必ズ附
ク、又禮儀名節ノ何物タルヲ知ラザルナリ畜德録

謙誇

怒氣

争端

存スルモノナリ

適宜

尊敬

功業

○自ラ謙スレバ、人愈、服シ、自ラ誇レバ、人必不疑
 フ、我恭ナレバ、以テ人ノ怒氣ヲ、平カニスベク、我
 貪ナレバ、必ズ、人ノ争端ヲ啓クヲ致ス、是皆我ニ
 存スルモノナリ、金言

○恭敬トハ、總テ他人ヲ遇スルニ、適宜ノ尊敬ヲ、
 施スベキヲ云ヒ、而シテ、人ノ同ク此世ニ在ルヲ
 考レバ、衆人皆我ト同シク、人タルガユヘニ、凡ソ
 人タルモノハ、我必ズ之ヲ尊敬セザルベカラズ、
 ○君子、人ニ接ル、禮讓ヲ以テス、故ニ争フ所ナ
 シ、夫レ、才能ヲ争ヒ、功業ヲ争ヒ、權カヲ争ヒ、意氣

敬禮

表言

交際

接待

認識

意匠

位格

維持

義務

ヲ争フ、皆小人ノ為ス所、禮讓ノ道ニアラズ、且禍
 ヲ取ルノ道ナリ、貝原益軒

○凡ソ人タルモノハ、互ニ敬禮ヲ、表セズンバア
 ルベカラズ、之ヲ詳言スレバ、人ハ互ニ人ヲ以テ、
 交際遇待ヲ為スベキモノニシテ、彼ノ凡百ノ物
 ニ、接待セル如ク、其本分ヲ認識セズ、一日之ヲ利
 用セント、欲スル意匠ニ、從ヒテ、之ヲ待遇スルガ
 如ク、不可ラザルノ謂ヒナリ、

○敬禮トハ、人々互ニ、其位格ヲ維持スルノ、義務
 ヲ言フ、

尊崇

釋弱
事為

○父母ニ對シテハ、最モ善ク、尊崇上ノ敬禮ヲ盡サズニバ、アル可カラズ、何トナレバ、則チ吾人ノ嘗テ、釋弱ナリシ時ニ方リ、各般ノ事為ニ關シテ、吾人ノ上位ニ在ル者ハ、父母ニ如クモノ莫キヲ以テナリ、

侮慢

禁戒
徵見
輕重
相較

○夫敬禮ハ、行作或ハ言語ヲ以テ、之ヲ表明スベキモノニシテ、夫ノ人夫、侮慢スル如キハ、決シテ敬禮ノ容サヅル所ナリ、是ノ故ニ、言語ニ表明シ、若クハ言語ニ禁戒スル所ノ敬禮ト、行作ニ徵見スル所ノ敬禮トノ間ニ、輕重ヲ相較ブル如キハ、

片言
隻語
鄭重

謙光
恂々

容體
顏色

豈ニ其理アラシヤ、蓋シ言語ハ、日常最モ多ク之ヲ要用スル者ニシテ、其之ヲ要用スルト有ル毎ニ、片言隻語ト雖モ、亦決シテ鄭重ヲ失フト容サヅルナリ、

○余毎ニ寒士ノ將ニ達セントスルヲ見ル、必ズ一段謙光ノ氣アリ、恂々トシテ、人ニ先ダ、ズ、或ハ、侮ヲ受ケテ答ヘズ、或ハ、謗ヲ聞テ辨セス、人コレヲ見テ、愛スベク、敬スベシ、

○凡ソ人ノ人タル所以ノモノハ、禮儀ナリ、禮儀ノ始ノハ、容體ヲ正シクシ、顏色ヲ齊ヘ、辭令ヲ順

辭令

ニスルニアリ、容體正シク、顔色齊ヒ、辭令順ナリ、而シテ後禮儀備ル、以テ君臣ヲ正シ、父子ヲ親ミ、長幼ヲ和ラグ、君臣正シク、父子親シ、長幼和シ、而シテ後禮儀立ツ、禮記

恭敬

○智アル者、徳アル者ヲ、恭敬スベキモノナレド、不善ナル人ト雖、非禮ヲ以テ之ニ接スベカラズ、

深切

○真正ノ深切ヨリ、設シタル禮儀ハ、人誰カ之ヲ恭敬セザルモノアラシヤ、

凌辱

○恭敬ヲ守ル者ハ、良友ヲ得べく、凌辱ニ遠カル

厚遇

べく、厚遇ヲ得べく、交情ヲ密ニシテ、人ニ尊敬セラルベシ、

遜讓

○人事百般スベテ、遜讓ヲ要スベシ、但シ志ハ、師ニ讓ラザルべく、又古人ニ讓ラザルベシ、韓子外傳

衣冠

○凡ソ兒童ハ、須ラク是衣冠ヲト、ノヘ言動端

言動

莊ナルベシ、廉耻ノ二字ヲ識リ得レバ、正大光明ノ氣象アリ、言行彙纂

廉耻

○何人ニテモ、自分ヲ譽メ、自負高慢スルトキハ、必ズ世人ニ笑ハル、モノナリ、故ニ人タルモノ

自負

ハ、自ラ低キモノト思ヒ、其言語容貌マデ謙ルヤ

ウニ心掛クベシ、

○謙退ハ身ノ徳ノ飾トナル、假令如何ナル、美德ヲ備フルトモ、自負高慢ノ氣色ヲ見ハストキハ、却テ人ノ侮ヲ受クベシ、

顯位 高爵 卑賤 寒微 信實 位階 等級 忌嫉 輕侮

○假令顯位高爵ニ居ルモノト雖、卑賤寒微ノ者ニ恭敬ヲ盡スベキノ務ハ、敢テ之ヲ免カルベキニアラズ、又我ノ尊敬ハ固ヨリ彼ノ地位ト相適スベキモノト雖、凡、必ズ其本心ニ出テ、信實ナルベク、然ルトキハ、人民互ヒニ、其位階等級ノ異ナルニ固リ、或ハ相忌嫉シ、或ハ相輕侮スルノ害

尊敬 曉知 謙退 論談 和順 愉快 亂靖 夷俗 境界 負恃 事業

ヲ除キ、各人互ヒニ、己ノ地位ト、人ノ地位トヲ、認ルヲ得テ、我人ニ尊敬セラレ、欲スルガ如ク、亦人ヲ尊敬スベキヲ、曉知スルニ、至ルベシ、

○謙退ハ、上ヲ悦バシメ、下ヲ懐ケ、同輩ノ交ヲ親シクシ、品位ノ差ヲ調シ、論談ヲ和順シ、社友ヲ愉快ナラシム、善心ヲ養ヒ、仁術ヲ生ジ、弱ヲ助ケ、強ニ克チ、亂ヲ靖メ、暴ヲ挫ク、然シテ文明ト夷俗ノ境界ヲ分ツモノナリ、エツヂン氏

○己ガ才能ヲ負恃シ、己ガ事業ヲ賛スル等、凡テ自ラ誇リ、自ラ傲ルハ、人ノ誹リヲ招クモノナリ、

抑損 勉ノテ、卑下抑損シテ、他人我ヲ賞スルトモ、必ス
驕傲 謙遜ヲ旨トシ、驕傲ノ色ナカルベシ、諸ノ功德ハ
謙遜ヨリ進ミ顯ハルモノナリ、

進退 周旋 ○唯進退周旋ニ善キ者ヲ、儀容ニ善キ者ト稱ス
ルヲ得ズ、其儀容親ムベク、又尊敬ヲ起スベキ者
ニシテ、儀容ニ善キモノト云フベシ、

偏屈 頑固 ○偏屈ニ物固キト、頑固ト、不行儀ト、是ヲ失儀ト
イフ、失儀ナレバ、人ト親ミ難シ、物固キト頑固ト
ハ、尚時アツテ、用フベキモ、不行儀ニ至ツテハ用
フベキノ地ナシ、

諂諛 粗暴 ○禮儀ノ徳モ、他ノ諸徳ノ如ク、其分限ナカルベ
カラズ、禮ヲ行フテ、分ニ過ギ、諂ヒ諛ルニ至ルモ
ノハ、其見苦シキコト、禮ヲ知ラズシテ、粗暴ナル
モノニ異ナラズ、故ニ過ルモ諛ルニ至ラズ及バ
ザルモ粗暴ニ涉ラズシテ、其中道ヲ得ルモノヲ、
真ノ禮儀ト稱スルナリ、

賢愚 興起 訓誨 慤懃 文詞 躬行 篤行 藤樹 ○中江藤樹ハ、近江聖人ノ名ヲ得タル、篤行ノ君
子ナリ、常ニ躬行ヲ先ニシテ、文詞ヲ後ニシ、四民
ヲ引テ、慤懃ニ之ヲ訓誨シ、怠ルコトナク、是ヲ以
テ、人賢愚トナク、皆其徳ニ服シ、善ニ興起セザル

郷黨隣里旅舍茗肆

ハナシ、郷黨隣里商家トイヘドモ、得ルヲ見テハ
義ヲ思ヒ、旅舍茗肆ノ如キモ、客ノ遺ル、所ノ物
アレバ、則チ必ズ之ヲ閣上ニ置キ、以テ遺者ノ復
タ來ルヲ俟チ、年ヲ經ルノ後モ、竟ニ之ヲ收用セ
ザルナリ、其此ノ如クナルヲ以テ、郷閭藤樹ヲ尊
崇スルコト、神ノ如ク、敢テ其名ヲ呼ブ者ナク、聖
人ト稱セリ、藤樹死シテ後、郷人其墓ニ詣スルヤ、
必ズ更ニ潔服ヲ着ケテ、恭シク之ニ拜シ、敬禮至
ラザルナク、父老毎ニ其子弟ニ語テ曰ク、吾里中
父子禮アリ、兄弟恩アリ、室ニ貧疾ノ聲ナク、面ニ
貪疾

郷閭

潔服

貪疾

和煦遺教

累進

朝參暴烈

勤恪

簔笠

歎惜

顧問

應對

和煦ノ色アルハ、皆藤樹先生ノ遺教ニ由レリ、
○藤原在衡朝臣ハ、中納言山蔭ノ孫ナリ、延喜十
一年、文章生トナル、安和中累進シテ、從一位右大
臣ニ至リ、尋テ左大臣ニ轉ズ、其職ニ在ルヤ、未夕
嘗テ朝參ヲ廢セズ、一日風雨暴烈ナリ、衆相謂テ
曰ク、勤恪在衡公ノ如キモ、亦朝參ニ難ムト、言未
ダ畢ラザルニ、簔笠ノ者至ルアリ、之ヲ視レバ、則
チ公ナリ、時人歎惜ス、公豫テ帝ノ讀ム所ノ書ヲ
知リ、朝ニ入ル毎ニ、車中必ズ其書ヲ載セ、顧問ス
ル所アレバ、則チ應對明ラカナラザルナシ、是ヲ

和煦遺教

藤樹先生

七

嘉尚 以テ才學人ニ過グコトナシト雖臣深ク嘉尚セ
ル所トナル其薨ズルニ及ビ正一位ヲ贈ラレ
タリ、

穆生 嗜酒
○漢楚元王ハ常ニ學士ト交リテ敬禮ヲ盡セシ
ガ穆生ナルモノハ酒ヲ嗜マザレバ醴ヲ造リテ

之ヲ設ケリ然ルニ故アツテ成王位ニ即キシヨ
リ楚元王ノ設ケシ如ク穆生ヲ待セリ其後懈リ
テ醴ヲ設ケルコトヲ忘レタリ穆生退テ曰ク醴
酒ヲ設ケザルハ王ノ意懈レルナリ今去ラザレ
バ楚人ハ我ヲシテ終ニ市ニ鉗スルニ至ラント

鄭當 時推舉
病ヲ以テ謝シ去レリ、
○西漢鄭當時ハ太司農ノ官トナリ常ニ學士ヲ
推舉スルヲ好メリ客ノ至ルアレバ貴賤トナク

賓主ノ禮ヲ執リ朝廷へ出ツル毎ニモ帝ノ間ヲ
候ヒ天下ノ長者ヲ推舉スルヲ言ハザルコトナ
シ官屬丞史ニ至ルマデ皆己ヨリ賢レルモノト
シテ之ヲ敬禮ス人ノ善言ヲ聞ケバ之ヲ帝ニ告
グルノ遲緩ナランコトヲ恐ルナリト、

張式 范式
○漢ノ范式ハ少クシテ大學ニ遊ビ河南ノ張邵
ト友タリ二人各郷里ニ歸ルニ臨ンデ邵ニ謂テ

尊親 曰久、二年ノ後、君ノ尊親ヲ拜スベシト、期ニ至リ
 饌設 テ、邵其母ニ饌ヲ設ケテ、之ヲ俟タン、丁ヲ請フ、母
 ノ曰久、二年ノ別ニシテ、千里ノ結言ナリ、汝何ゾ
 相信ズルノ深キヤト、對テ曰久、巨卿ハ信實ノ士
 ナリ、必ズ其言ニ乖カジト、其日巨卿果シテ到リ、
 堂ニ升リ、母ヲ拜シ、歡ヲ盡シテ去レリ
 歡盡 ○或日、華盛頓道ヲ行キシニ、黒奴ノ己ニ挨拶ス
 華盛 頓 挨拶
 ルヲ見テ、之ニ報シテ挨拶セシコトアリ、或人其
 故ヲ問フ、華盛頓曰久、余ハ人ヲ待ツニ恭敬ヲ盡
 ス、黒奴ニ及バザルヲ欲セズト、

第二章 厚德

義務 ○人ヲ惠ニデハ、念フベカラズ、古語
 ○人ヲ惠ムハ、天然ノ義務ナリ、同上
 ○隣人ヲ愛スルコト、己ヲ愛スルガ如クセヨ、同上
 ○一斤ノ善行ハ、十斤ノ學問ニ勝ル、古語
 恩惠 記省 歴々
 ○今ノ人、恩惠ヲ受ケテハ、多ク記省セズ、人ニ惠
 ム所アレバ、微物ト雖、亦歴々心ニアリ、古人云
 フ、人ニ施シテハ、念フ勿レ、施ヲ受ケテハ、忘ル、
 勿レ、

袁氏世範

○人ニ周ウスルヲ樂ムモノハ、自ラ奉スルコト
必ズ薄シ、身ニ奢ルモノハ、惠其ノ親ニ及バズ、

畜徳録

産業
窮乏
比較

○人ハ己ノ産業ト他人ノ窮乏トヲ比較シ、以テ
恩ヲ施スベシ、勸善誡蒙

智識
進動

○智識ハ日新進動ノ活物ナリ、道德ハ萬世不易
ノ定則ナリ、道德ト善惡ハ、智識ノ開否ニ伴ナリ、
ナリ、ボツクル氏

陰徳

○家ニ居テハ、陰徳ヲ行フベシ、假令貪シキ人モ、
其力ニ應ジテ、善ヲ行フベシ、飢タルモノニ、食ヲ

飢

凍暖
譽勸

與ヘ凍ヘタル者ヲ、暖カニシ、老タルヲ助ケ、幼ヲ
イツクシシ、病人ヲ勞ハリ、人ノ子弟ニ孝弟ヲ勸
ソテ行ハシメ、人ノ善ト才能ヲ譽メ、勸メ、人ノ過
リヲ誹ラズ、人ノ惡ヲ隱シテ顯ハサズ、

朋友
社會
溫和
恭順
光輝
徐移
感移
強枝
金蘭
春風
和扇
土塊
萌芽
和順

○人朋友社會ノ中ニアツテ、溫和恭順ナルハ、恰
モ光輝ノ聲ナクシテ、百物ニ各様ノ色ヲ與フル
如ク、其徐々トシテ、他人ヲ感移スルコト、高聲ノ
言語及ビ、強猛ノ力ニ愈レルコト、遠シ、極小ナル
金枝蘭ヲ見ズヤ、春風和ヲ扇グトキニ當リ、土塊
ヲ擡ゲ破リテ、萌芽ヲ發セリ、溫和柔順ノ大勢ア

ルコト、之ヲ以テ譬ヘトナスベシ、 斯邁爾斯氏

正義 ○正義ト、仁惠トニ依リテ、人々互ニ各自ノ幸福
享有ヲ享有スルコトハ、便チ人カノ能クスル所ナリト

雖氏、若シ正義ト、仁惠トニ依ラザルハ、假令何
等ノ發明物ヲ出スコトアルモ、人民社會ノ不幸ハ、

蓋シ此情況ヨリ甚シキ者ハ、莫カル可シ、何トナ
レバ、則チ天下未ダ嘗テ誠實信任及ビ、扶助ノ三

徳ニ換フ可キ者、アラザルヲ以テナリ、
○人假令徳アリ、才アリ、善行アリト雖氏、常ニ疎

漏脱略ナレバ、決シテ他人ニ信倚セラレズ、其為

情況 誠實 信任 扶助 假令 疎漏 脱倚 信倚

完備 ル所何事ニテモ、一度ニ完備スルコト能ハズ、重ホ

テ、又始ヨリ為サザルヲ得ズ、

○善事ヲ成サント欲スレバ、假令之ヲ行フコト
能ハザレドモ、天必ズ之ヲ好ミス、

注意 思念 區別 ○德行ニ注意シテ、有徳ノ人物ヲ思念スレバ、其
本心是非ヲ區別スルノカヲ強クス、之ヲ行フコ

ト數ナレバ非ヲ知テ之ヲ避クルコト愈易シ、本
徳修 心ヲ研キ徳ヲ修メント欲スルトキ、聖人ノ聖徳

思念スベキハ、是ガ為メナリ、 修身論

省察 ○人已ノ所作ノ、是ト非トヲ、省察スルニ怠リ、是

省察

ヲ行ヒ、非ヲ行フ、敢テ其心ニ留メザルトキハ、毎
事是非ヲ決スルノ難キニ至ルベシ、

○善事ヲ行フコト、數ナレバ、善ヲ行フヲ樂ムノ
念愈深シ、故ニ仁者ハ、其心常ニ樂シキヲ覺ユ、

○人常ニ其務ヲ行フヲ徳トイフ、 勸善訓蒙

情慾

○徳ヲ行ハントスルニ、情慾ノ私ニ陷ルヲ防グ
ノ力ヲ要ス、 同上

敬畏
愛重
聚

○人ノ徳行ハ、天道ヲ敬畏スルノ心ト、人類ヲ愛
重スルノ心ト、聚マリテ成レル者ナルニ、此徳行
ヲ修ムルノ目的ナクシテ、特ニ才能ヲ重スルコ

壞敗

衰退

報

ト、習フテ風俗ヲ成ストキハ、人心ノ壞敗、世道ノ
衰退、是ヨリ甚シキハナシ、 立志編

○善ヲ為スモノハ、天之レニ報ルニ福ヲ以テシ、
不善ヲ為スモノハ、天之レニ報ルニ禍ヲ以テス、

孔子家語

醫術
開業
質朴
廉直
節儉
死費
美麗
衣裳

○高島玄俊ハ、近江國高島郡ノ人ナリ、西京ニ登
リテ、醫術ヲ學ビ、後豊後國府内へ下リ開業セリ、
人トナリ、質朴廉直ニシテ、節儉ヲ守リ、衣食住ノ
冗費ヲ省キ、又人ニ交ルニ信義ヲ專ラニセリ、或
時、妻某氏外ニ出ヅルトテ、美麗ノ衣裳ヲ着タル

木綿

誇賤

鰥寡

痼疾

難澁

ヲ見テ、汝何スル者ゾ、余常ニ木綿ノ外用ヒネバ、
 汝モ同ジク木綿ヲ着スベシ、假令絹ノ衣裳ヲ持
 ツニモ、美麗ナルハ、徒ニ人ニ誇ルノミニテ、却テ賤
 シキモノナリ、汝夫レ之ヲ警ヨト、里人其質素ヲ
 稱セザルモノナシ、家ニ餘財アラザレバ、鰥寡孤
 獨ニ憫ヲ加ヘ、或ハ廢疾痼疾ノ難澁モノニ藥ヲ
 施コシ、其善行言語ニ絶セリ、明治己巳ノ歲、兇荒
 ニテ米價騰貴シ、庶民飢餓ニ及ハントセシキ、自
 己ノ居宅ヲ質トシ、金子ヲ借り、窮民ヲ救ハシコ
 トキ、中尾喜兵衛トイフ者ニ相談シケルニ、喜兵

施與
至誠
奮起

營作
燒跡
露宿

瓦屋

衛痛ク之ヲ感ジ、玄俊ニカヲ協セ、同志ノ者ヲ募
 リ、五千圓ノ金子ヲ調ヘ、米ヲ求メテ、市中近郷ノ
 貧民ニ施與セリ、是皆玄俊ノ至誠ニ感ジテ奮起
 シタルナリ、又明治庚午ノ歲、閏十月、府内寺町ヨ
 リ出火セシガ、折惡シク西風烈シク、延燒百餘戸
 ニ及ベリ、此町ハ、貧民ノミ住ノル所ニテ、殊ニ去
 年不作ノ後ニテ、諸品高直ナレバ、營作ノ術モナ
 ク、皆燒跡ニ露宿シテ、苦シム者ヲ憐レシ、又同志
 ノ人々ヲ勸メ、二千五百圓ノ金子ヲ集メ、之ヲ營
 作ノ基本トナシテ、百軒有余ノ瓦屋ヲ建テ連ネ、

川島修書

卷之五

十三

類燒
實効

廢藩
勦建

發起

趣意
遵奉

褒賞
陳璣

類燒ノ窮民ニ與ヘシカバ、全ク玄俊ガ仁心ノ實効アラハレタルモノト、人皆感シアヘリ、斯ル陰徳少ナカラザルコト聞ヘケレバ、府内藩ヨリ扶持米ヲ賜ハレリ、廢藩後民費ヲ以テ、學校ヲ勦建セシモ、玄俊發起ノ一人ニテ、蚤クヨリ朝廷ノ御趣意ヲ遵奉セリ、斯ク始終渝ラズ、善行ノ多キニヨリテ、金若干ヲ賜ヒ褒賞アリシト、
○陳璣ト云フ人ハ、家甚ダ貧シケレド義ヲ行フニ急ニシテ、常ニ諸子ヲ戒テ曰ク、貧乏ノ者ニ遇ハズ、宜シクカ、ニ隨ヒ之ヲ賑フベシ、若シ富ムル

濟期

ヲ俟テ、之ヲ行ナハズ、吾輩終ニ人ヲ濟フノ期ナカルベシト、

第三章 慈愛

報酬
期待

○人ノ世ニ在ルヤ、互ニ相愛シ相憂ヘテ、他人ノ為ニ福利ヲ謀ルモ、自ラ其報酬ヲ期待スルコト勿レ、

時機
危險

○他人ノ為ニ福利ヲ謀ルハ、即チ是レ善心ナリ、必要ノ時機ニ臨ミテ、他人ノ為ニ、危險ヲ冒スハ、即チ是仁心ナリ、世ニ智力學識有リテ、善心仁心無キモノ、蓋シ鮮シト、故ニ善心仁心ハ、實ニ舉世

學識
ノ智力學識ニ勝レルヲ遠シ、

孤寡
○人其同族ヲ愛シ、貧人ヲ助ケ、孤寡ヲ恤ミ、互ヒ

ニ善行ヲ勸ムベシ、
古語

博愛
○修身ノ徳ハ博愛ニアリ、博愛ナルモノハ彼我

模様
相互ヒノ模様ニヨリ、君ニ對スルノ務已ニ對

含有
スルノ務、他人ニ對スルノ務ヲ、其中ニ含有セリ、

産業
○仁愛ハ其性命産業ヲ失ハントスルモノ、及ビ

襲撃
窮乏ナルモノトヲ扶助シ、惡人ノ為ニ、襲撃劫掠

劫掠
ニ逢フモノトヲ保護シ、老衰重病ニテ、自カラ生

重病
計ヲ為スコト、能ハザル者ヲ救助シ、不幸ナル者

救助

慰撫
ヲ慰撫スルニ在リ、
勸善訓蒙

○一旅客夜中暴雨ニ逢ヒ、村中ノ人家ヲ叩キテ、

旅客
宿ヲ乞ハントスルニ、皆拒ンデ入レズ、旅客ハ他

茅廬
ノ茅廬ニ至リ乞フ、主人戸ヲ開キ、直ニ座ニ延キ、

爐熾
妻ハ爐ニ火ヲ熾ニシ、麵包ヲ出シテ之ニ食ハシ

懇切
メ、旅客ヲ勞ス丁懇切ナリ、既ニシテ、風静マリ、雨

止ミケレバ、旅客歸ラントシテ、謝シテ曰ク、此村

ノ人ハ皆残忍ニシテ人ヲ救助スルノ仁ナシ、然

ルニ、子ハ慈悲ノ心深キモノト謂フベシ、天必ズ

子ヲ賞スベシ、我復來リテ、子ガ其天ノ賜ヲ受ク

残忍
救助
慈悲

鞞々ルヲ見ントス、翌日ニ至リテ、村中ニ車聲鞞々ト
 群行シテ、群行スルアリ、人怪シミ集リ觀ル、數多ノ從
 儀仗者國王ヲ擁シテ至ルモノナリ、儀仗昨夜ノ慈愛
 ナル村人ノ門前ニ留リ、一人車ヨリ下リテ曰ク、
 出獵我ハ昨夜ノ旅客ナリ、昨日出獵シテ途ニ迷ヒ、犬
 二汝ノ惠ミヲ受ケタリ、故ニ村内ノ小田園ヲ以
 テ、永ク汝ニ有セシメ、以テ之ニ酬ユト云ヘリ、
 ○ジヨンゲーンハ、ポーランドノ人ナリ、人トナ
 堅忍リ、堅忍慈愛ニシテ、能ク人ヲ訓育セリ、一夜馬ニ
 盜賊乘リ、林中ヲ行キシトキ、盜賊ノ群居スルヲ見テ、

哀憐掠奪
 忽哀憐ノ心ヲ起シ、以為ラク、彼等掠奪ヲ事トス
 ルハ、其衣食ノ足ラザルガ故ナリ、衣服既ニ充タ
 バ、豈不仁ノ行ヒアランヤト、滿囊ノ銀貨ヨリ、指
 環乘馬ニ至ルマデ、盡ク之ヲ與ヘケレバ、賊長揚
 言シテ曰ク、汝ノ所有品、既ニ此ニ竭クルヤ、有ラ
 バ則チ之ヲ出セ、ジヨンゲーン曰ク、他ニ一物モ
 秘貨藏セズト、去ルコト數丁ニシテ、襟中ニ秘貨アル
 想起丁ヲ想起シ、再ビ賊ノ所ニ至リテ曰ク、我汝等ヲ欺
 シニ非ス、實ニ之ヲ忘レタリ、襟ヲ披ヒテ之ヲ
 與ヘケレバ、賊大ニ驚キ、其大度ニ感シ、奪ヒシ所

言夢傳 卷三十一

ノ品物ヲ悉ク還シ、其罪ヲ謝シケルトゾ、

第四章 孝行

遺體

○身ハ、父母ノ遺體ナリ、曾子

身體
髮膚

○身體髮膚ハ、之ヲ父母ニ受ケ、敢テ毀ヒ傷ラズ、

○父母全シテ之ヲ生ミ、子全シテ之ヲ歸ス、

○己ヲ罪シテ、其親ヲ非トセザルハ、仁人孝子ノ

心ナリ、

○天下子ヲ愛セザルノ父母ナシ、子孝ナレバ、則

悅樂

チ父母ノ心、自ラ悅樂ス、

○父母之ヲ愛スレバ、喜デ忘レズ、父母之ヲ惡ノ

バ、懼テ怨ムコトナシ、父母過チアレバ、諫テ逆ハ
ズ、

○父母過チアルトモ、子ハ其意ニ逆フベカラズ、

宜シク尊敬ノ意ヲ失フコトナク、徐カニ之ヲ諫

ムヘシ、ウオルテール氏

○汝小子、宜シク父ノ訓ヲ聽クベシ、母ノ儀ヲ棄

花飾
冠

ル丁勿レ、此ヲ以飾リト為セバ、首ニ花冠ヲ戴ク

ガ如シ、瑣羅門箴言

○佛國ノ小賈ニジヤクトイラ者アリ、父病ニ罹

リ、加フルニ、賈物ノ價、頓ニ下落スルニ遇ヒ、家計

言家傳身言 卷之七

戰爭
召募

藥資
消却

悲泣

慰諭

憂慮

ヲ失ナヒシガ、此時ジヤク二十二歳ニテ、獨リ謂
ラク、生命ハ父母ノ與フル所、何ゾ父ノ為ノニ之
ヲ愛マンヤト、其頃國內ニ戰爭アリ、軍卒ヲ召募
スルニ急ナリ、或富家ノ兒、其徵集ノ員ニ當リ、代
役ヲ求ルコトヲ聞キ、シヤク忽チ之レヲ約シ、若
干ノ償金ヲ得、父ノ藥資ニ充テ、且負債ヲモ消却
セリ、其將ニ鼓セントスルニ臨ミ、父悲泣シテ止
マザリシヲ、ジヤクハ慰諭シテ曰ク、戰鬥ハ曾テ
吾好ム所ノモノナリ、請フ憂慮スルコト勿レト、涕
ヲ掩フテ出去リ、兵馬ノ間ニ在ルコト、六年ニシテ、

燦爛
肩總
感喜

蹂躪
穀類

大狼

遂ニ戰功アリ、肩ニ燦爛タル肩總ヲ垂レ、胸ニ名
譽ノ十字架ヲ懸ケ、家ニ歸リケレバ、父ハ大ニ感
喜ノ涙ニ咽ビケル、

○信濃國、佐久郡、内山村ノ農總、右衛門ト云モノ
アリ、一子龜松ハ、父ニ仕ヘテ孝ヲ盡セリ、其近傍
ニ猪鹿多ク、田圃ヲ蹂躪シ、穀類ヲ害スルコト甚シ、
故ニ村民茅廬ヲ設ケテ、夜々之ヲ守ル、龜松ハ父
ト共ニ字逢月ト云フ所ニテ、同ジク守リ居リシガ、夕
龜松他ニ出テ、草ヲ刈リ、總右衛門ハ獨リ茅廬
ニ卧シケルガ、大狼跳リ來リテ、忽チ其足ヲ噛ム

川卷修身書

卷之七

十八

唇腮
進退
攫

齒牙
兩眼
抉斃
扶傷
所

總右衛門驚キ起ントセシニ、狼再ビ唇腮ヲ噬ム、
總右衛門進退窮リ、狼ノ耳ヲ攫ミ、號叫ス、龜松父
ノ聲ヲ聞キ、走リ至リテ、直ニ鎌ヲ揮ヒ、狼ノ口ニ
突キ入レシガ、鎌ノ柄忽チ折ル、因テ父ノ鎌ヲ索
メ、狼ノ口ニ突キ入レ、コレヲ倒シケレバ、狼怒リ
テ奮起セントスルヲ、側ノ石ヲ取リ、狼口ニ刺シ
タル鎌ノ柄ヲ打ツニゾ、狼ノ齒牙兩三折レタリ、
龜松カヲ極メテ、大指ヲ以テ狼ノ兩眼ヲ抉リ出
シ、遂ニ其狼ヲ斃シ、父ヲ扶ケテ家ニ歸リ、傷所ヲ
療シケレハ、數日ノ後、子父ハ故ニ復セリ、時ニ龜

賦性
孱弱
危急
褒賞

松年十一歳ナリ、龜松賦性孱弱ナレバ、父ノ危急
ヲ見テ、身ヲ顧ミズ、大狼ヲ斃セシハ、親ヲ愛スル
ノ功ナル者ナリト、事幕府ニ聞ヘ、褒賞ヲ賜ハレ
リト、

第五章 寛恕

○人剛ヲ好メバ、我柔ヲ以テ之ニ勝チ、人術ヲ用
ユレバ、我誠ヲ以テ之ヲ感ゼシメ、人氣ヲ使ヘバ、
我理ヲ以テ之ヲ屈スベシ、天下處シ難キノ事ナ
シ、
紳瑜氏

○世間往ク所トシテ、意ニ拂ルコトナキハナシ、

度量 弘量 局量 褊淺 懊惱

一日トシテ、意ニ拂ルコト無キハナシ、唯度量寛弘ナレバ、受用ノ所アリ、彼ノ局量褊淺ナル者ハ、空シク自カラ懊惱スルノミ、
畜徳録

飢饉

○宇多天皇ノ御世ニ、藤原保則ト云フ人アリ、備中ノ權介ニ任セラレ、其國ニ往キタルニ、飢饉後ニテ、國中盜賊多ク、前ノ國守政ヲ為スコト苛酷

獄中

ナリケレバ、囚人獄中ニ満チタリシヲ、保則ハ何事モ寛大ニシテ、恩惠ヲ以テ民ヲ治メシユヘ、民

恩惠

皆父母ヲ慕フガ如ク、後備前權守トナリ、其徳益行ナハレテ、吏民愛敬セザルモノナシ、或時安藝

逆旅

ノ盜備後ニテ、縮ヲ掠ノ、備前ヲ過キ、逆旅ノ主人ニ國守ノ政ヲ問ヒシニ、主人ノ曰ク、今ノ國主ハ

廉潔

恩惠下ニ遍クシテ、國中ニ廉潔ナラザルモノナシト、盜驚キ色ヲ變ヘ、終夜寐子ズ、嘆息シテ起出

嘆息

ルヤ否ヤ、府ニ詣リテ、縮ヲ盜ノルコトヲ自訴セリ、保則曰ク、汝善ニ向ヒタレバ、惡人ニアラズ、盜

自訴

ノル縮ヲバ、備後ニ運ビ返スベシト、其糧ヲ與ヘ返シケルヲ、府中ノ人々危ブミケルニ、遂ニ保則

ノ命ノ如ク、盜ハ其縮ヲ備後ニ持チ行キタリト、

○信濃ノ南宮彌六ト云フ人ハ、大湫ト號ス、常ニ

嚴勵 寛大ヲ以テ、人ニ教ヘ、嚴勵物ニ接スルコトヲ好

マズ常ニ言ヒケルハ、寛ナルトキハ能ク衆ヲ容

ルト、其門人ニ課スルモ、謹責ヲ加ヘズ、又奴婢ヲ

過スルニモ、少シモ呵嘖セズ、故ニ遠鄙ノ人ト雖

親愛シテ、其勞ニ服事セリ、之ニ事アルモ

一人ノ怨言アルモノナカリシトゾ、

貴族 ○伊太利國ノゼノアハ、貴族合議ノ政治ナリシ

政權ガ會、貴族政權ヲ失ヒ、國民等ヲベルトイヘル

人ヲ推テ、長トナセリ、此人ハ素貧賤ナリシガ、才

能ト、勉勵トニ由リテ、豪商トナリタルナリ、後貴

豪商

族再ビ政權ヲ握ルニ及ビテ、ヨベルトヲ捕ヘ、叛

人トナシ、其家財ヲ沒收シ、嚴刑ニ定メ、之ヲ告ル

卑賤ニ當リ、貴族ノ長アトルノ聲ヲ揚ゲテ、汝卑賤ノ

身ヲ以テ貴族ノ政權ヲ奪ヘリ、今我等寛大ノ處

置ヲ以テ、汝ヲ元ノ赤貧ニ復セント、云ヒケレバ、

將來ヲベルト曰ク、恐ラクバ、足下將來、此言ヲ悔ユル

コトアラント、既ニシテヨベルトハナトプルニ

至リ、貸金若干ヲ收メ、ベニスノ管内ナル群島ノ

一ニ行キ、賈人トナリテ、所々ヲ經歷セル間、チニ

別荘スニ行キ、一高官ノ別荘ニ詣リシトキ、一小年ノ

別荘

加體 肢體 虛弱 歎息 涕泣 慰問

加シテ勞作セルガ、肢體虛弱ニシテ、動作ニ堪ヘ
 ズ、時々歎息涕泣スルヲ見テ、大ニ之ヲ憐ミ、イタ
 リヤ語ヲ以テ慰問セシニ、少年國語ヲ聞キ、大ニ
 喜ビシカバ、ヲベルトハ其アドルノノ子ナルコ
 トヲ知リテ、驚キタレ、黙シテ去リ、徑ニ其主人
 ノ家ニ行キテ、之ヲ二千トルニ償ヒ得タリ、蓋此
 地ハ回々宗ニシテ、若基督宗徒ヲ捕フルハ、之
 ヲ奴隸ト為スノ慣ナレバナリ、ヲベルト乃其枷
 ヲ解キ、衣服ヲ給シ、且曰、汝自由ヲ得タレ、我ト
 共ニ老ユベカラザルノ義アリト、旅費及ビ其父
 旅費

奴隸

旅費

手簡 涙流

抱持 涕泗 滂沱 顛末

傲慢

的當 慚悔 地墜

二贈ル所ノ手簡ヲ授ケシカバ、少年ハ恩ヲ謝シ、
 涙ヲ流シテ去ル、アドルノ夫婦ハ吾カ子ハ海ニ
 没シテ、既ニ死セシナラント想ヒシニ、其歸リ來
 ルヲ見テ、相共ニ抱持シ、涕泗ノ滂沱タルヲ覺ヘ
 ザリキ、アドルノハ具サニ、其顛末ヲ聽キ、且手簡
 ヲ披キテ、之ヲ讀ミケレバ、刑人ヲベルト謹テ書
 ヲ傲慢貴人ノ足下ニ呈ス、僕向ニ足下ノ悔ユル
 了、アランヲ言ヘリ、今足下ノ賢男ヲ救ヒテ、其言
 ノ的當セルヲ喜ブ、云々ト記シタレバ、慚悔ノ念、
 自ラ抑フルコト能ハズ、覺ヘズ、其書ヲ地ニ墜シ、

友誼

為ス所ヲ知ラザリシガ、是ヨリ百方策ヲ運ラシ
思ヒヲ竭クシテ、ヲベルトヲ故ニ復シ、大恩ヲ謝
シテ、友誼ヲ結バン、トヲ請ヘリトゾ、

第六章 國益

艱難工

○辛苦シテ、賤工ヲ為シ、艱難シテ、衣食ヲ得ルハ、
百事具足シ、枕ヲ高クシテ、眠ヲ得ルニ比スレバ、
更ニ幸アリ、
歐米立志金言

○真正ノ事業ハ、工夫ヲ用井ルハ、勇アルニ非レ
バ得ベカラズ、

尊卑
裨益

○人ハ其身位ノ尊卑ヲ問ハズ、己ノ國ヲ裨益ス

農夫
商估
衆庶

ル、トヲ忘ルベカラズ、夫ノ農夫商估工人ハ、國ノ
物産ヲ増シテ、國益ヲ為シ、學士識者ハ、衆庶ノ心
智ヲ啟キテ、國益ヲ為スコト、猶兵士官吏ノ其職
ヲ盡シテ、國益ヲ為スニ異ナル、トナシ、

關隘

○神明ノ人ヲ洞天福地ニ導ケルヤ、其道路ニ、勉

機器
發明

強勞苦ハ、關隘ヲ置ケリ、
古諺

活潑

○新巧ノ機器ヲ、發明スル人アルニ由テ、世界上
ノ工業ヲシテ、活潑盛大ナラシメタリ、
立志編

○コロンブストイフ人ハ、西曆一千四百三十五
年伊太利ノゼノア、ニ生レタリ、其父羊毛ヲ剪リ

言蒙修身書

天賦聰明
航海事業

碩儒博識
腦力製作
海濱漂着
異域知
歐洲

テ世ヲ送ル人ナリ、コロンブス天賦聰明ニシテ、
地理天文航海等ノ學ヲ好ミ、歳十四ニシテ水夫
トナリ、諸國ニ航シ、大事業ヲ成サント欲スルノ
念アリ、西曆一千四百七十年居ヨリスボンニ移
セリ、時歳三十五ナリ、廣ク當世ノ碩儒博識ト交
リ、腦力ヲ地圖製作ニ費セリ、古キ學士ノ地形ハ
圓ナリト云ヘル説ト、西風強キ時、木材及ヒ別人
種ノ死體ノアソール海濱ニ漂着スル丁アルヲ
見テ、未夕人ノ到ラザルノ洲アルコトヲ覺知シ、
西方ヨリ印度ニ至ルノ、航路ヲ開キ、異域ニ歐洲

鄙吝

猛浪

總督

分賜

府庫
空虛

ノ學術ヲ傳ヘシモノシテ、之ヲ葡萄牙王ニ
説キタレド、王ノ性鄙吝ニシテ之ヲコロンブス
ニ任セズシテ、竊ニ臣下ヲシテ、船ヲ装シ、其路ヲ
索ノケルガ、猛浪ノ為ニ行ク丁ヲ果サズ、コロン
ブスハ其事ヲ果サント欲スレド、之ヲ信用スル
者ナシ、西曆一千四百九十二年西班牙ニ到リヘ
ルチナンドニ説キケルハ、若シ新土ヲ見出セバ、
其地ノ總督ニ命ゼラルベク、且所得ノ利益若干
ヲ分賜セラルベキ、數個條ヲ懇請スレド、時戦争
ノ後ニ際シ、府庫空虚ナレバ、請フ所ノ船ト金ト

川後修身書

卷之十

廿四

屈撓卓見 感動愛玩 船艦

ヲ得ルコト能ハズ、將ニ他國ニ赴カシトセシガ、
女王イサベラ其志氣ノ屈撓セザルト、其卓見ア
ルトニ感動シ、已ガ愛玩シテ、佩ベル所ノ寶玉ノ
裝具ヲ、悉ク賣却シ、船艦ト要用物品トヲ備ヘテ、
コロンプスニ授ケタリ、同年秋第八月三日三艦
ニ、總テ人員百二十餘人ヲ乗セ、パロスヲ發港シ
ケルニ、西ニ向フテ、航スル丁四十日、羅針盤忽チ
北斗ヲ指サレバ、船中ノ者大ニ驚キ、措ク處ヲ
知ラズ、コロンプス其理ヲ説明シテ、之ヲ鎮メケ
ル、然ルニ第十月十日ノ晚ニ際シ、水夫等相會シ、

說明 羅針盤 發港

魚類 海藻

號砲

宿志 國旗

コロンプスヲ海ニ投ゲ入レ、還ランコトヲ議ス、コ
ロンブスハ依然トシテ動カズ、衆ノ怒リヲ鎮メ、
尚船ヲ西ニ走セケルニ、其明日ニ至リテ、地方ナ
ラザレハ産セザル、魚類又ハ海藻等ノ、波上ニ漂
ヘルヲ見ルヤ、人々稍カヲ得タリ、此夜十時頃コ
ロンブスハ獨リ船樓ニ在リテ、遙ニ火光ノ熒々
タルヲ見テ、二人ノ親友ヲ召シ、陸地ノアルヲ知
ラシメ、既ニシテ第一時ニ至リ號砲ヲ放チ、陸地
ノ近キヲ報ジケル、第十月十二日ノ曙コロンプ
ス多年ノ宿志ヲ遂ゲ、西班牙ノ國旗ヲ携ヘテ上

潜隱

陸セリ、則バハマ群島ノ一ニシテ、土人等巨船ヲ見テ驚キ、深林ノ中ニ潜ミ、隠レタリ、上陸スル者、土人ニ重價ノ物品ヲ與ヘ、馴レ近ツカシム、コ

接近

ロンブスハ接近ノ島嶼ヲ歴視シ、之ヲ西印度ト稱シケル、蓋此島嶼ハ猶亞細亞ノ一部ナラント、

歴視

思ヒ誤リタレバナリ、コロンブス往復七ヶ月ニ

往復

十日ニシテ歸港セシカバ、人其大功ヲ稱セザルモノ莫カリケル、是ヨリコロンブスハ尚三回ノ

漸次

航海ヲ為シ、王ニ請フテ、漸次人民ヲ此地ニ移シ、所々ヲ探索シテ、西曆一千四百九十八年亞米利

檢出

加ノ大地ヲ檢出シ、許多ノ殖民地ヲ得テ、田野ヲ

金礦

辟キ、金礦ヲ掘リ、大ニ西班牙ヲシテ富饒ナラシ

富饒

メケル、然ルニ王讒者ノ言ニ惑ヒ、コロンブスノ

讒者

位官ヲ褫ヒ、本國ニ呼ヒ返シ、之ヲ繫ゲリ、後チ其

褫

罪ノ形跡ナキヲ覺リ、之ヲ赦シタレ、再之ヲ用

形跡

ヒザリキ、コロンブスハ憤懣ニ堪ヘズ、曾テ拘繫

憤懣

セラレシ鐵鎖ヲ、室中ニ掛ケテ曰ク、吾死ナハ、則

拘繫

共ニ之ヲ埋メヨト遺言セリ、西曆一千五百年

鐵鎖

行年六十九ニシテ死セリ、

顯敏

○フランクリント云フ人ハ、少年ノ時ヨリ顯敏

死蛙
腿上
跳躍

意想

胚胎

熱極

蒸氣

ニシテ、雲間ノ電氣ト他ノ物質中ニ在ル電氣ト、
同一ナル事ヲ發明セリ、カルハニト云フ人ハ、偶
死蛙ノ腿上ニ、二種ノ金類ヲ置タレバ、跳躍シテ
生ルガ如クナリシヲ見テ、コレヨリニ金交感ノ
理ヲ發明セリ、後來遠人ノ意想ヲ通ズル、電信機
ハ、則チ此ノ中ニ胚胎セリ、

○ウースタート云フ人ハ、獄中ニアツテ、偶一器
ノ水ヲ煮タルニ、熱極リテ、其蓋ヲ吹き落セシヲ
見テ、蒸氣ノ力アルコトヲ看出シタリ、

○サヴァレイニウカメン等ノ人々ハ、之ヲ實用

雛形
修復

ニ試ミ、ニウカメン蒸氣機ト云フ器ヲ造リ出セ
リ、此雛形グラスゴノ學校ニ在リシガ、嘗テ其
修復ノ事ヲワツトニ命ゼラレタリシニ、ワツト
ハ之ニ一生ノ精カヲ盡シ、其機器ヲ完全ニ至ラ
シメ、世間有用ノ功ヲ奏シタリ、

訓蒙修身書第七終

明治十五年三月十七日版權免許
同 四月 出版發兌

徳島縣士族

元山金丸鑑五郎

編輯兼出版

福田宇中

大阪府東區安土町四丁目
拾壹番地寄留

大阪府平民

製本發賣所

華井卯助

府下東區安土町四丁目
拾壹番地

訓蒙修身書

田村初太郎校閱
福田宇中編纂
八

72
388

大日本教育會館			
一	三	一	一
二	號	架	八
冊			函

東
野
一

K/101
184
8